

[様式第1号]

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付要綱第6条に基づき、申請します。

記

1 補助事業の名称、目的及び内容

- (1) 名 称 大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
- (2) 目 的 外国人の子どもの保護者とのやりとりの円滑化を図り、保育士等の業務負担の軽減を図る
- (3) 内 容 民間児童福祉施設等への翻訳機の導入

2 対象施設

- (1) 施設所在地
- (2) 施 設 名
- (3) 施設設置年月日

3 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 円
- (2) 算出の基礎 大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付要綱に基づく

4 添付資料

- (1) 翻訳機の見積書
- (2) 翻訳機の機能等を詳細に確認できる資料
- (3) 翻訳機導入の実施計画書
- (4) その他指定する資料

[様式第2号]

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力しなければならないこと。
- (5) 事業の実施に際して入手した個人情報、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報の保護に必要な体制の整備及び措置を講じ、適正に管理しなければならないこと。
- (6) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守しなければならないこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

[様式第3号]

大 青 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付要綱第7条2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

[様式第4号]

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて通知のあった大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金の交付決定について、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

[様式第5号]

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定
を受けた補助事業について、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業
費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

記

1. 変更する内容及びその理由

[様式第6号]

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定
を受けた補助事業について、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業
費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

[様式第7号]

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

1 承認した内容

[様式第8号]

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市民間児童福祉施設等における
翻訳機導入支援事業費補助金変更承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認
したので、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付要綱
第10条第3項の規定により通知します。

[様式第9号]

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市民間児童福祉施設等における
翻訳機導入支援事業費補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこ
ととしたので、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付
要綱第10条4項の規定により通知します。

(承認しない理由)

[様式第 10 号]

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金について、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

[様式第 11 号]

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
実績報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定
を受けた補助事業について、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業
費補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

1 補助事業の名称 大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業
費補助金

2 補助金の予定金額 金 円

3 添付書類

- (1) 対象経費の領収書又は事業者に対し対象経費の振込を行ったことを金融機関
が証明した書類
- (2) 導入された翻訳機の仕様等が確認できる資料
- (3) 納品書

[様式第 12 号]

大 小 青 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令小青第 号にて交付決定した大阪
市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金については、次のとおり
補助金額を確定したので大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費
補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

確定金額 金 円

[様式第 13 号]

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
交付決定取消書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付要綱第16条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

[様式第 14 号]

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
返還決定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号による大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金の取消しに伴い、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり返還を求めます。

1 返還決定額 金 円

2 返 還 期 日 年 月 日

3 返 還 方 法 別添の納入通知書による

[様式第 15 号]

大 大 青 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金
額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大 大 青 第 号にて確定した大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金については、次のとおり補助金額を更正したので、大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付要綱第18条第1項の規定により通知し、返還を求めます。

1 更正内容

更正前の額	更正後の額	差 額
円	円	円

2 返還決定額 金 円

3 返 還 期 日 年 月 日

4 返 還 方 法 別添の納入通知書による

(様式第 16 号)

年 月 日

(あて先) 大 阪 市 長

住 所
団 体 名 称
施 設 名
代表者職氏名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定を受けた
大阪市民間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金について、大阪市民
間児童福祉施設等における翻訳機導入支援事業費補助金交付要綱第20条の規定に基
づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕
入控除税額 (要補助金返還額)

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し (確
定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等)
- (2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等
- (3) その他市長が必要とするもの。